

角田市市長 大友 喜助 殿

平成 29 年 11 月 16 日

処理業の許可品目追加について

株式会社ジェーエーシー
業務部 引地 要介

当社の角田センターにおいて事業許可品目を追加したく下記の計画を検討しております。
現在

当社は宮城県より産業廃棄物処分業の許可を頂き、角田センター（宮城県角田市藤田字風呂 74-3）にて、がれき類の破碎処理を行っております。主に建設廃材として出てくるがれき類（コンクリートくずなど）を処理しておりますが、事業拡大の為、二次製品として出てくるコンクリートくずも取扱いたいと考えております。

コンクリートくずは排出される現場によって種類が変わりますので。その為、許可品目を追加する必要があります。

つきましては、内容をご検討致いた上で、何卒、許認可を頂きたく
宜しくお願い致します。

1、現状の許可

角田センター	施設の種類	中間処分—破碎施設
	設置場所	宮城県角田市藤田字風呂 74-3
	許可年月日	平成 25 年 11 月 20 日
	設置年月日	平成 25 年 12 月 10 日
	許可番号	01-34-0
	処理能力	がれき類 327.2 トン/日（40.9 トン/時間 8 時間）
	許可品目	がれき類

2、追加したい許可品目

許可品目	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
処理設備	既存の設備を使用
受入開始	平成 30 年 1 月～

宮城県産業廃棄物処分量の許可範囲追加について

業務課

引地

経緯

白石市よりコンクリート BOX がゴミとして出るので JAC に処理を委託したいと相談が営業 吉田氏に入り廃棄物の種類として何になるか保健所に確認をしました。

保健所の見解として

コンクリート BOX の状態によって類が変化する。

- 1、コンクリート BOX が基礎と繋がっていて、BOX 撤去と同時に基礎の解体などをするのであれば、建設廃棄物としてがれき類になる。
- 2、コンクリート BOX が地面に置いてある状態で、BOX を撤去して地面を整地するなら建設廃棄物としてがれき類になる。
- 3、コンクリート BOX を撤去するだけなら、二次製品となりコンクリートくずになる。

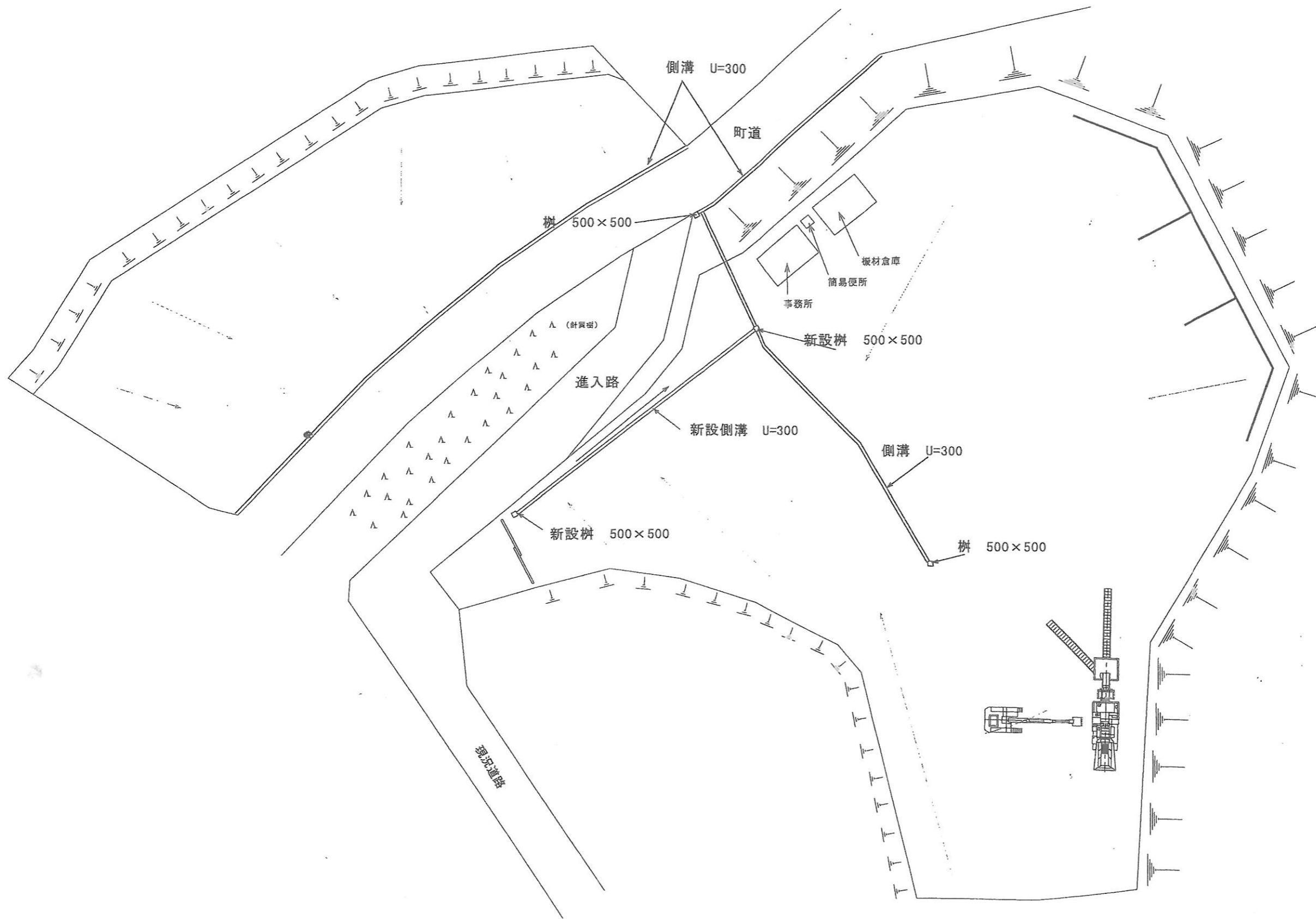
※二次製品とは通常市販されている製品を購入して、それを材料として加工された製品のこと。

一次製品・・・生コン 二次製品・・・U字溝などのコンクリート製の練り物

・JAC で処理をする為には
がれき類・・・角田センター（許可取得済み）

コンクリートくず・・・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずを追加する必要がある。

申請内容は 10 月 5 日に保健所に確認する。



月日	
----	--

株式会社ジェーエーシー

図面名	縮尺	検印
雨水排水経路図	1:200	